

## 大和高田市 特定生産緑地の指定についての Q&A

問合せ先 大和高田市役所 都市計画課 計画係  
TEL 0745-22-1101

**Q1** 特定生産緑地の申請はいつから受付を開始しますか。また、受付締切日はいつですか。

A1 現在の予定では、令和7年4月1日より受付を開始し、受付締切日は令和9年3月31日としております。また、いつでも、相談は受けておりますので、疑問があれば、ご相談願います。なお、受付・相談は、市役所の業務時間内でお願います。

**Q2** 特定生産緑地の効力は、いつから発生しますか。

A2 特定生産緑地の効力の発生は、生産緑地の決定告示から30年経過後となります。平成9年度に指定された生産緑地は、平成9年12月25日に決定告示を行っておりますので、令和9年12月25日から特定生産緑地としての効力が発生します。

**Q3** なぜ、令和7年度から、受付を開始するのですか。

A3 受付後に、書類審査をおこない、不備があれば修正をおこなっていただく必要があります。また、市の担当が現地を確認した結果、特定生産緑地としてふさわしいことが確認されれば、市の都市計画審議会に意見聴取を行い、特定生産緑地として指定することとなります。受付から指定まで約1年程度が必要となります。このため、令和7年度より、受付を開始します。できるかぎり、早目の申請をお願いします。

**Q4** 生産緑地の決定告示から30年経過後に特定生産緑地に指定したいと思った場合、市は特定生産緑地に指定してくれますか。

A4 指定はできません。

生産緑地法に定められているとおり、生産緑地の決定告示から30年経過後は特定生産緑地に指定することはできません。このため、特定生産緑地に指定を希望される場合は、できるかぎり、早目の申請をお願いします。

**Q5** 特定生産緑地に指定しない場合は、どうなりますか。

A5 特定生産緑地に指定しない場合は、生産緑地として指定されたままです。自動的に解除されませんのでご注意ください。

特定生産緑地に指定せず、生産緑地指定30年経過すると生産緑地の買取りの申出を行うことが可能となります。

特定生産緑地のメリット、デメリットは、パンフレットでご確認願います。

**Q6 特定生産緑地の指定申請をしても指定されない場合はありますか。**

A6 指定されない場合は、あります。

たとえば、荒れ地等となっており営農が確認できない生産緑地については、指定できない可能性があります。

**Q7 決定時期の異なる生産緑地がある場合、まとめて同時期に申請することができますか。**

A7 できません。

当市においては、生産緑地指定30年経過の2年前から、特定生産緑地の申請を受付けます。この度は、平成9年度に指定された生産緑地を対象としており、その他の年度に指定された生産緑地については、受付時期がくれば、市より同様の連絡をさせていただきます。

**Q8 所有する生産緑地一筆を部分的に特定生産緑地として指定できますか。**

A8 部分的に指定することは可能です。

部分的に指定する場合は、指定する部分と指定しない部分を分筆する必要があります。個々の特定生産緑地は100㎡以上の面積が必要であり、近隣の一団となる生産緑地(特定生産緑地を含める)の合計が300㎡未満となると生産緑地が道連れ解除されることがあります。また、特定生産緑地に指定されない部分は買取申出を行わない限り、生産緑地として指定されたままです。

**Q9 指定にあたり農地等利害関係人の同意が必要とありますが、当該者の中に亡くなられた方が含まれる場合、どうなりますか。**

A9 亡くなられた方がおられる場合は、相続人全員(相続人が未定の場合は法定相続人全員)の同意の取得が必要です。具体的には、同意書に署名、実印の押印、及び印鑑証明が必要になります。また、登記簿名義のご本人がお亡くなりになられた場合は、特定生産緑地の指定申請までに相続登記を済ませていただけますようお願いいたします。

**Q10 相続税の納税猶予を適用している農地は、特定生産緑地の指定を受けた方が良いですか。**

A10 現在、納税猶予を受けている生産緑地について、特定生産緑地に指定されなかった場合は、現在を受けている納税猶予のみ現世代の方に限り継続することになります。詳しくは、パンフレットをご確認願います。

何か疑問点があれば、市 都市計画課 計画係まで、ご相談願います。TEL0745-22-1101